

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 共済会規程

平成 7年 9月 27日	全文改正
平成 9年 11月 7日	一部改正
平成 11年 5月 6日	一部改正
平成 11年 9月 8日	一部改正
平成 15年 9月 9日	一部改正
平成 19年 6月 13日	一部改正
平成 21年 12月 10日	一部改正
平成 22年 8月 19日	一部改正
平成 22年 10月 14日	一部改正
平成 25年 2月 14日	一部改正
平成 27年 9月 10日	一部改正
平成 28年 5月 17日	一部改正
平成 30年 7月 20日	一部改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この規程は、定款施行細則第34条により、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下「神事協」という。）正会員の福利慶弔を行う。この会の名称は、神事協共済会（以下「共済会」という。）とする。

(目 的)

第2条 共済会は、正会員の福利慶弔を制度化し、正会員の福利に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 共済会の事務所は神事協内に置く。

(共済会員)

第4条 この共済会の会員（以下「共済会員」という。）は、次の通りとする。

- 一 共済会員は、神事協の正会員であり、全員加入するものとする。
- 二 20年以上共済会員として在籍し、廃業した者又は後継者を共済会員とした者で、この共済会に賛同し所属支部長の推薦を受け、神事協理事会の承認を受けた者は共済会友と呼ぶ。
- 三 共済会員が何らかの事由で共済会員資格を失った場合(共済会友となった場合及び死亡は除く)は、その後継者が会員資格を継承する。

(役 員)

第5条 共済会役員は、神事協役員が兼任する。

(役員の職務権能)

第6条 会長は、共済会を代表してその職務をつかさどる。

(事務)

第7条 共済会の事務は、神事協が行う。

(共済会費)

第8条 共済会費は、月額200円とする。

2 共済会員は、会費規程による神事協会費を納入する際、共済会費を含めて納入するものとする。

3 前項の規定にかかわらず定款施行細則第4条(休会)及び第5条(会費の特例)に該当する者並びに共済会友は、共済会の指定する日までに1年分を納入するものとする。

第2章 給付

(適用範囲)

第9条 この規程の適用を受ける者は、第4条の共済会員とする。

(慶弔)

第10条 共済会員が次に掲げる各号に該当する場合、それぞれの基準により慶弔する。

- | | | | | |
|----------------------------|-----|------|-------------------------|----|
| 一 共済会員の婚姻 | 御祝金 | 3万円 | | 祝電 |
| 二 共済会員の又は配偶者の出産 | 御祝金 | 1万円 | | |
| | | | 多胎児の場合、出生児の人数分を給付対象とする。 | |
| 三 共済会員の死亡 | | | | |
| 入会後期間が5年未満 | 弔慰金 | 2万円 | 生花1基 | 弔電 |
| 入会後期間が5年以上10年未満 | 弔慰金 | 3万円 | 生花1基 | 弔電 |
| 入会後期間が10年以上20年未満 | 弔慰金 | 5万円 | 生花1基 | 弔電 |
| 入会後期間が20年以上 | 弔慰金 | 10万円 | 生花1基 | 弔電 |
| 四 共済会員の配偶者死亡 | 弔慰金 | 2万円 | 生花1基 | 弔電 |
| 五 共済会員の一身等血族(養子縁組は含まれる)の死亡 | | | | |
| | 弔慰金 | 1万円 | 生花1基 | |

(見舞)

第11条 共済会員が疾病または罹災により、1ヶ月以上業務を行うことができないときには、2万円の御見舞をする。ただし、給付は1年に1回限りとする。

(給付金の支払手続及び方法)

第12条 給付金の支払を要する共済会員に該当事項が生じた場合、当該共済会員またはその関係者は直ちに神事協の支部長へ報告し、また、当該支部長は遅滞なく1ヶ月以内に会長に報告するものとする。

2 給付適用者が神事協に会費等の未納金があるときは、その未納金を清算して給付を受けることとする。

(給付金の支払制限)

第13条 会長は、天災地変等により給付金支給が多発した場合、神事協の理事会に諮り、給付金支払を延長、減額して支払うことができる。

第3章 会 計

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日とする。

(決 算)

第15条 会長は、前年度の収支決算報告書を監事に提出しなければならない。

2 監事は前項の決算報告書を監査する。

3 会長は、神事協の通常総会に前項の決算報告書を提出しなければならない。

第4章 規程の改廃

(規程の改廃)

第16条 この規程を改廃する場合は、神事協理事会の決議を経て行わなければならない。

附 則 この規程は、平成 6年10月12日より施行する。

附 則 この規程は、平成 7年 9月27日より施行する。

附 則 この規程は、平成11年 6月17日より施行する。

附 則 この規程は、平成11年 9月 9日より施行する。

附 則 この規程は、平成16年 4月 1日より施行する。

附 則 この規程は、平成19年 6月13日より施行する。

附 則 この規程は、平成21年12月10日より施行する。

附 則 この規程は、平成22年 6月 1日より施行する。

附 則 この規程は、平成22年10月14日より施行する。

附 則 (平成25年2月14日)

この規程は、平成25年 4月 1日(一般社団法人の設立の日)から施行する。

附 則 (平成27年 9月10日)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年 9月10日より施行する。

(経過措置)

2 施行前より在籍する共済会友については、旧規程第10条の五を適用する。

附 則 (平成28年 5月17日)

この規程は、常勤役員並びに神事協事務局職員にも適用する。

附 則 この規程は、平成30年 7月20日より施行する。